

長建協発第491号
平成28年2月9日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

公共事業労務費調査（平成28年10月調査）の実施報告について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、公共事業労務費調査連絡協議会において、標記調査に基づき平成28年2月から適用する「公共工事設計労務単価」が決定された旨、別添のとおり全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、本通知に併せて、公共工事設計労務単価につきましては、下請契約、下請代金支払い等を拘束するものではないとされておりますこと等、別添文書「記」以下の事項についてご留意頂いたうえ、適正な取り扱いが図られますよう周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、ご協力方頂きますようお願い申し上げます。

追って、標記調査は、建設労働者の賃金支払い実態の正確な把握と雇用改善の促進を図り、下請業者を含めた建設労働者の雇用管理の徹底のため実施されているものでありますが、審査の段階で調査対象者のうち約3割に相当する標本が「就業規則等の提出がない」、「所定労働時間が法定労働時間（週40時間）以内であることの確認ができない」、「賃金台帳等に受領印がない」等の雇用管理の不徹底により棄却されております。

そのため、平成27年度の公共事業労務費調査の説明会において、厚生労働省担当部局から労働時間制度や就業規則、労働条件通知書、賃金台帳の調整等に関する労働基準関係法令の基本事項について説明し、周知が図られているところであります。

については、公共事業労務費調査の重要性に鑑み、建設労働者の雇用改善を推進し、協力会社を含めた建設労働者の雇用管理をなお一層徹底頂きますよう併せて周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、ご協力方頂きますよう重ねてお願い申し上げます。